

6 豊子保発第 4722 号  
令和 6 年 10 月 10 日

区内居宅訪問型保育事業者（個人事業主）各位

豊島区子ども家庭部 保育支援担当課長  
樋口 友久

## 令和 6 年度運営状況の報告及び地域児童福祉事業等調査について

（依頼）

日頃より、当区の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

貴殿の実施する認可外の居宅訪問型保育事業について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項及び第 59 条の 2 の 5 並びに豊島区認可外保育施設に対する指導監督等要綱（令和 5 年 1 月 16 日 4 豊子保発第 6830 号）第 7 条の規定に基づき、運営状況報告を実施します。

また、今年度は統計法に基づく国調査である、地域児童福祉事業等調査の実施年度となっております。運営状況報告とあわせ、下記のとおりご提出をお願いいたします。

### 記

#### 1 提出書類

##### (1) 運営状況報告（別記第 4 号様式 2②）及び地域児童福祉事業等調査

##### ★運営状況報告（別記第 4 号様式 2②）

※「認可外保育施設」・「居宅訪問型事業者（従業員等保育従事者が複数いる事業者）」とは様式が異なります。十分ご注意ください。

※必ずコピーをとりご自身で控えとして保管してください。

※本様式は、豊島区のホームページにも掲載していますので、データで作成いただくこともできます。

【掲載先】 <https://www.city.toshima.lg.jp/530/2211241640.html>

ホーム > 子育て・教育・若者 > 保育 > 保育運営事業者のかたへ > 認可外保育施設における運営状況報告・事故報告・長期滞在児の報告について

##### ★【子ども家庭庁】地域児童福祉事業等調査

別紙「調査協力のお願ひ及び記入の手引き」を参考にすべての項目を入力してください。

(2) 添付書類 (各1部)

- ① 有資格者 (保育士・看護師・(公社)全国保育サービス協会の認定ベビーシッター)である場合は、資格が確認できる書類の写し
- ② 上記①の資格がない方で、以下の研修修了者は、研修の修了証書の写し
  - ・ 居宅訪問型保育研修 (基礎研修)
  - ・ (公社) 全国保育サービス協会のベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
  - ・ 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設が実施する (公社) 全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修
  - ・ 認可外の居宅訪問型保育基礎研修
  - ・ 子育て支援員研修 (地域保育コースに限る)
  - ・ 家庭的保育者研修 (基礎研修)
  - ・ 家庭的保育者研修 (認定研修)
- ③ 事故にかかる保険会社との保険契約書類の写し (加入している場合のみ)
- ④ パンフレットや料金表等施設の運営状況を把握する上で参考となる資料 (作成している場合のみ)

※添付書類のうち「集団指導」で提出が必要となる書類については、本通知により提出をいただいた書類を「集団指導」に転用いたします。予めご承知おきください。

2 基準日

令和6年10月1日 (日)

※10月1日時点の状況をご記入ください。10月1日が休業日の場合や全く稼働がなかった場合は、**直後の営業日**の状況をご記入ください。

3 提出期限

令和6年11月11日 (月) 厳守

4 提出方法及び提出先

下記提出先に郵送かメールにてご提出ください。

**【郵送提出先】**

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階  
豊島区子ども家庭部 保育課認可外保育施設グループ

※封筒の表に「運営状況報告在中（居宅訪問型保育事業個人事業主）」と記載ください。

**【メール提出先】**

メールアドレス：A0020000@city.toshima.lg.jp

※件名を「運営状況報告（居宅訪問型保育事業個人事業主）」にしてご送付ください。

5 その他

(1) 10月1日時点で休止中または廃止済みの場合は、本報告は不要です。ただし、豊島区へ未届の場合は、「認可外保育施設〔休止・廃止〕届出書（別記第3号様式）」により速やかに届け出てください。

(2) 届出事項に変更が生じている場合は、別途「認可外保育施設事業内容等変更届（別記第2号様式）」により速やかに届け出てください。

※上記（1）（2）について、必要な様式は豊島区ホームページからダウンロードできます。

【掲載先】 <https://www.city.toshima.lg.jp/530/2212211327.html>

ホーム > 子育て・教育・若者 > 保育 > 保育運営事業者のかたへ > 認可外保育施設（居宅訪問型保育事業含む）における設置・変更・休止・廃止届について（開設前にご確認ください）

(3) 令和6年9月30日をもって国の無償化経過措置期間が終了するため、10月1日以降、無償化対象施設となるためには、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている必要があります。

基準適合の審査は、本運営状況報告と別途豊島区が実施する集団指導により行いますので、無償化対象となる意向がある場合、必ずご提出をお願いします。

(4) 本通知にて回答された内容は、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）に掲載いたします。

《ここ de サーチとは》

こども家庭庁にて運用している、全国の教育・保育施設等の情報が閲覧可能となるサイトです。居宅訪問型保育事業も含まれ、自治体に対して届出をした情報が登録・掲載されています。

【ホームページ】 <https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>

**【掲載項目】**

施設・事業所名／所在地（区市町村まで）／事業開始年月日／指導監督

等実績／マッチングサイト登録情報 等  
※電話番号は希望者のみ掲載いたします。

以上

**【担当・問い合わせ先】**

豊島区子ども家庭部保育課認可外保育施設グループ

TEL：03-4566-2496 / FAX：03-3980-5041

Email：A0020000@city.toshima.lg.jp